

アランマーレジュニア会員会則

第1章 総則

(名称)

第1条

アランマーレ事業部山形バレーボールチームの育成部門を「アランマーレジュニア」と称し、普及部門を「アランマーレスクール」と称する。

(運営)

第2条

1. クラブはプレステージ・インターナショナル アランマーレ事業部山形バレーボールチーム（以下、アランマーレ山形と称する。）が運営する。
2. クラブの代表者はアランマーレ山形 GM とする。
3. 運営、指導の補助として、アランマーレ山形の OB、OG、現役スタッフ、現役選手が協力する。
また、地元の公認指導者への協力を要請する。

(所在地)

第3条

チームの所在地は、山形県酒田市京田 4-1-1 (株) プレステージ・インターナショナル 山形 BPO パーク内とする。

(目的)

第4条

1. 子どもたちが夢を追い続けられる環境の提供。
2. バレーボールを通して感謝する心と仲間の大切にする心を育む。
3. 自立して考動できる人材育成。
4. 心身共に健全な人材を育成。
5. 地域から愛されるチームを作る。
6. 将来、アランマーレ山形で活躍できる選手の育成。

第2章 入会及び会費

(資格)

第5条

1. チームの趣旨、方針に賛同し、本規約に遵守できる中学生とする。
2. 学校の部活動へ参加している者は顧問へ同意を得て、活動への参加に支障がない者とする。
3. 他のクラブチームに所属している者は所属先の代表者に同意を得て、活動への参加に支障がない者とする。

(募集)

第6条

チームへの入会方法は募集要項に応じて順次募る。

(活動)

第7条

第4条を達成するために以下の活動を行う。

1. 練習の実施。(基本、月8回以上実施する。)
2. 大会への参加。(大会の状況により、月9回以上の活動を実施することもある。)
3. 第4条を達成するために必要な活動。

(組織)

第8条

1. チームの責任者は、アランマーレ山形のGMとする。
2. 指導スタッフは、アランマーレ山形の活動を理解し、第4条を達成するために必要な人材を公認する指導者とする。
3. 選手。(受講者。)
4. 事務局は、アランマーレ山形の事務局スタッフで構成する。
5. その他、関係する自治体。

(会費)

第9条

1. 会費はアランマーレジュニアが月額6,000円、アランマーレスクールが月額4,000円とし消耗品購入やチーム運営費等に該当する。
(年度毎に変更することがある。)
2. 初期費用として、10,000円を徴収する。(年度毎に変更することがある。)
前年度から継続している選手は、5,000円を徴収する。

3. 大会参加費や遠征費等は、臨時費用として必要に応じて実費の一部を徴収する。
4. 年度末に関係者及び会員へ決算報告をする。
5. 会員が会費のヶ月納入を怠り、チーム代表が催促したのにも関わらずなお滞納した場合は、チームはその会員に対する指導を停止し、会員を退会させることができる。
6. 会費は、指定した期日までに納入しなければならない。
7. 一旦入金された会費は、理由の如何を問わず返金を行わない。
8. 欠席した場合、会費の返金を行わない。但し、1ヵ月単位の休会は事前に届け出があった場合のみこの期間は会費を請求しない。
9. ウェア類の負担がある。

(保険)

第10条

(財)スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入を必須とする。

保険料：1,450円

(対象・人数)

第11条

1. 対象：中学1年生～3年生を対象とする。
※ 部活動に入部している者は、顧問の同意を得る必要がある。また、部活動の大会への参加は可能とする。
2. アランマーレジュニア：18名以上
アランマーレスクール：人数制限なし

(入会・退会)

第12条

1. チームに入会する際は、保護者の同意を得て所定の入会申込書を提出する。
2. チームを退会する際は、チームの同意のもと退会が可能となるが退会する1ヶ月前に必ず事務局へ連絡すること。
3. 退会する際の、当月の会費の返金はしない。

(除名)

第13条

本規約への違反、もしくはチームの会員としてふさわしくないとクラブが判断した場合は、クラブは会員を除名することがある。

(休会)

第 14 条

自己都合により休会（1 ヶ月単位）する際は、所定の様式にて必ず届け出を出さなければならない。

(健康管理義務)

第 15 条

保護者は、入会後に会員がチームの練習を行うにあたり適した健康状態であるかを把握し、適さないと判断した場合は速やかに必要な処置を行うこと。

(安全確保)

第 16 条

練習会場へは基本保護者が送迎する。送迎する者の責任において安全確保をすること。

(傷害の補償)

第 17 条

チーム活動中に発生した事故及び怪我の傷害の補償は、(財)スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」の補償適用対象範囲内とする。

(個人情報の取り扱いについて)

第 18 条

1. 個人情報の取得

個人情報を適法かつ公正な手段により収集する。個人情報の提供をお願いする場合は、事前に目的・利用内容を開示した上で正当な活動範囲内でその目的の達成に必要な限度において個人情報を収集する。

2. 個人情報の利用について

お預かりした個人情報は、個人情報を頂いた方に承諾を得た範囲内で利用する。利用目的については、以下の「利用範囲」の中で正当な活動の範囲内で必要な項目を利用する。

〈利用目的の範囲〉

- 1) 公式試合の参加登録をする場合。
- 2) 練習等の連絡をする場合。
- 3) 問い合わせ等への対応をさせて頂く場合。
- 4) その他、事前に連絡し同意を頂いた場合。
- 5) 個人情報の第三者提供。
- 6) 同意なしに第三者に個人情報の提供は行わない。

3. 個人情報の安全管理措置について

個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等から保護し、正

確性及び安全性を確保するために管理体制を整備し、適切な安全体制を実施する。

(規約の変更)

第 19 条

本規約に定めのない事項及び運営上必要な内規は、主催者が関係者と協議の上、アランマーレ山形 GM がこれを定める。

(特約)

第 20 条

チームに所属中は自動的にアランマーレ山形のファンクラブに加入したものとし、ファンクラブ会員と同サービスを受けられることができる。

(その他)

第 21 条

練習時のウエア類（練習着・サポーター・シューズ等）は各自でご準備すること。

附則

令和 5 年 2 月 1 4 日 修正